

令和2年度 動物実験教育訓練

〈開催方法〉

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面での教育訓練は実施せず、代替策として令和元年度開催時の動画視聴ならびに出席票の提出により受講したものと認めることとした。

〈教育研修内容〉

- 1) 富山大学動物実験取扱規則等
 - i) 実験動物に関する法令等
 - ii) 日本における動物の愛護および管理の法律
 - iii) 動物愛護管理法の仕組み
 - iv) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
 - v) 国立大学法人富山大学動物実験取扱規則

- 2) 適切な動物実験の実施を目指して
 - i) Replacement（代替の選択）の考慮
 - ii) Reduction（削減）の考慮
 - iii) Refinement（洗練）の考慮
 - IV) 動物実験における微生物の管理の重要性
 - V) 動物実験における“実験者の”安全対策
 - VI) 本学動物事件施設における微生物モニタリング

- 3) 動物実験計画書の電子申請要領と審査
 - i) 動物実験の停止に関する申し合わせ
 - ii) 申請方法の変更
 - iii) 審査のポイント
 - IV) 申請するために必要なもの
 - V) 記入・申請する電子書類
 - VI) 記入要領
 - VII) 計画書が差し戻されたら